

地域福祉の推進に係る 基礎資料

平成29年6月26日

第1回東京都地域福祉支援計画策定委員会

【目 次】

地域福祉支援計画の概要	3
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント	4
地域共生社会の実現に向けた取組の推進	5
社会福祉法の関連条文	6
福祉分野の主な法定計画等	13
東京都高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）概要	14
東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画について	15
東京都子供・子育て支援総合計画について	16
東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）について	17
東京都社会的養護施策推進計画について	18
高齢者の居住安定確保プランについて（概要）	19
東京都福祉のまちづくり推進計画について	20
東京都保健医療計画について	21
東京都の人口推計	22
東京都の世帯推計	27
福祉人材をめぐる現状	29
地域福祉に関する定量データ（都内）	36

地域福祉支援計画の概要

	地域福祉支援計画（都道府県）	地域福祉計画（区市町村）
根拠法令	社会福祉法第108条（平成15年4月1日新設。平成30年4月1日改正）	社会福祉法第107条（平成15年4月1日新設。平成30年4月1日改正）
策定義務	努力義務	努力義務
内容 （●：平成30年4月1日新設）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ○ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 ○ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 ● 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;">⇒ 福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置付け</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村による包括的な支援体制の整備に係る事業（※）の実施の支援に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 ○ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ○ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ● 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;">⇒ 福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置付け</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な支援体制の整備に係る事業（※）を実施する場合においては、事業に関する事項
手続	公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努める	地域住民等の意見を反映させるよう努める
事後評価	定期的に調査、分析、評価を行うよう努める	定期的に調査、分析及び評価を行うよう努める
計画期間	概ね5年とし3年で見直すことが適当（国指針）	概ね5年とし3年で見直すことが適当（国指針）
策定状況	策定済み 42道府県（平成28年4月時点） 未策定 5都県 （策定方針有：長野、広島、鹿児島） （策定方針無：東京、愛媛）	策定済み（都内）52区市町村（平成29年4月時点） （生活困窮者自立支援方策の記載は36区市町村） 未策定（都内）10区市町村（台東、江東、渋谷、荒川、葛飾、昭島、利島、御蔵島、八丈、青ヶ島）

（※）包括的な支援体制の整備に係る事業

- (1) 地域住民の福祉活動への参加を促進するための環境整備
- (2) 住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- (3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

資料：厚生労働省資料を一部改変

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
(*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

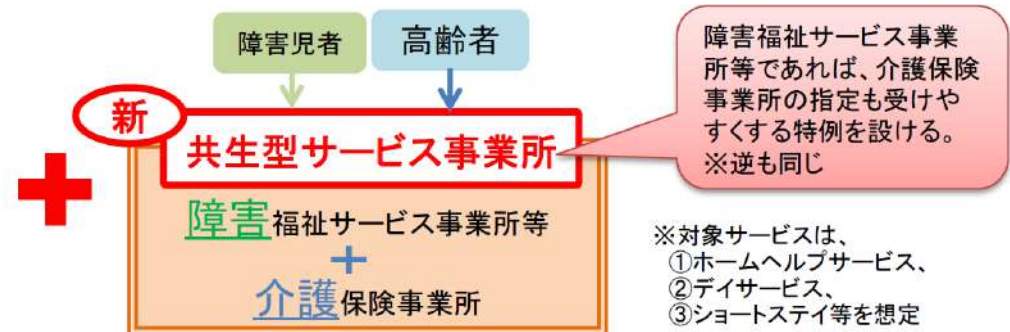
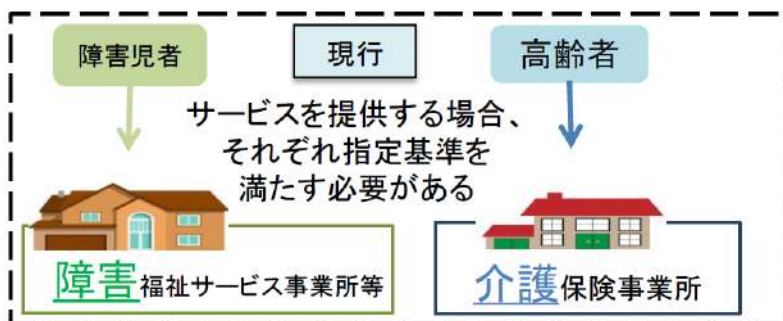
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



社会福祉法の関連条文①

※ 下線部は今回追加された内容(平成30年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法の関連条文②

(福祉サービス提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

社会福祉法の関連条文③

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点(注:区市町村が設ける、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点)において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業(注:地域包括支援センターが実施する総合相談・支援事業)
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業(注:区市町村が地域生活支援事業として実施する相談支援事業)
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業(注:区市町村が地域子ども・子育て支援事業として実施する利用者支援事業)

社会福祉法の関連条文④

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法の関連条文⑤

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法の関連条文⑥

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

社会福祉法の関連条文⑦

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで (略)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第百六条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 (略)

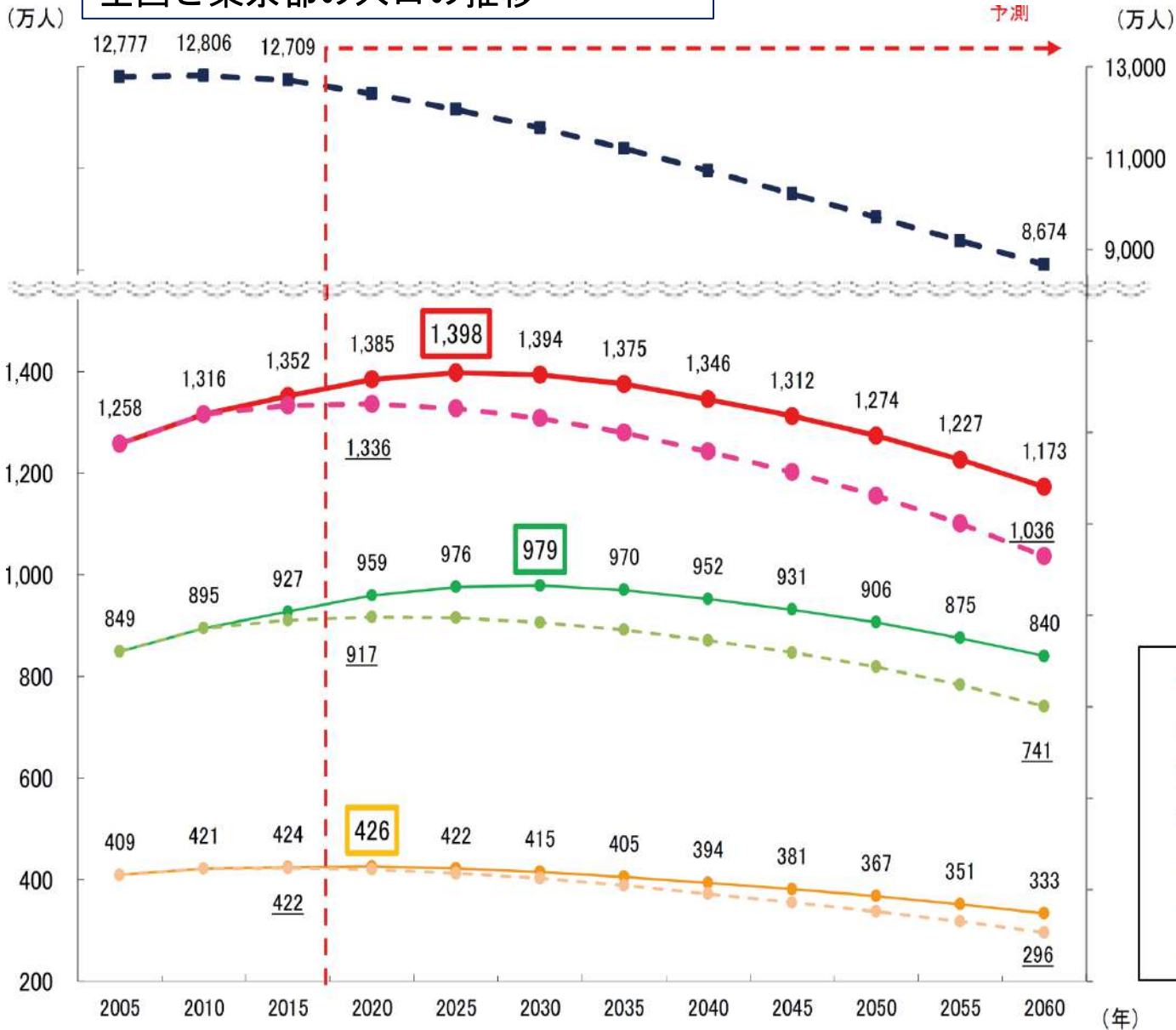
以下略

福祉分野の主な法定計画等

計画名	根拠法令等	概要
高齢者保健福祉計画 (平成27～29年度) 今年度改定	老人福祉法 介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における高齢者の総合的・基本的計画 ・介護サービス基盤の整備、認知症対策、介護人材対策等について記載 ・特別養護老人ホームの整備目標を設定
障害者計画・障害福祉計画 今年度改定 (平成27～29年度)	障害者基本法 障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会の実現を目指した計画 ・「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定(地域生活基盤の整備)
子供・子育て支援総合計画 (平成27～31年度) 今年度中間見直し	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・子育て支援の総合計画 ・福祉・保健・医療・雇用・教育等にわたる施策や、人材の確保等の取組を記載
ひとり親家庭自立支援計画 (平成27～31年度)	母子及び父子並びに寡婦福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援の取組を一層推進することを目的とした計画 ・都が実施する施策と区市町村等に対する支援策について記載
社会的養護施策推進計画 (平成27～41年度)	厚生労働省通知	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るプロセスを視野に入れた計画 ・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とするよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進
高齢者の居住安定確保プラン 今年度中間改定 (平成27～32年度)	高齢者の居住の安定確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に向けた施策を推進することを目的とした計画 ・都市整備局と福祉保健局が共同で策定 ・サービス付き高齢者向け住宅等の整備目標を設定
福祉のまちづくり推進計画 (平成26～30年度)	東京都福祉のまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくり推進のための基本計画 ・福祉、教育、住宅、建設、交通、安心・安全、観光等にわたる施策を記載
保健医療計画 (平成25～29年度) 今年度改定	医療法	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における保健医療の総合的・基本的計画 ・疾病・事業ごとの医療連携の取組や健康危機管理体制の充実等について記載 ・二次保健医療圏ごとの基準病床数を設定

東京都の人口推計①

全国と東京都の人口の推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)、
「日本の将来推計人口
(平成 24 年 1 月推
計)」(国立社会保障・
人口問題研究所)等よ
り作成

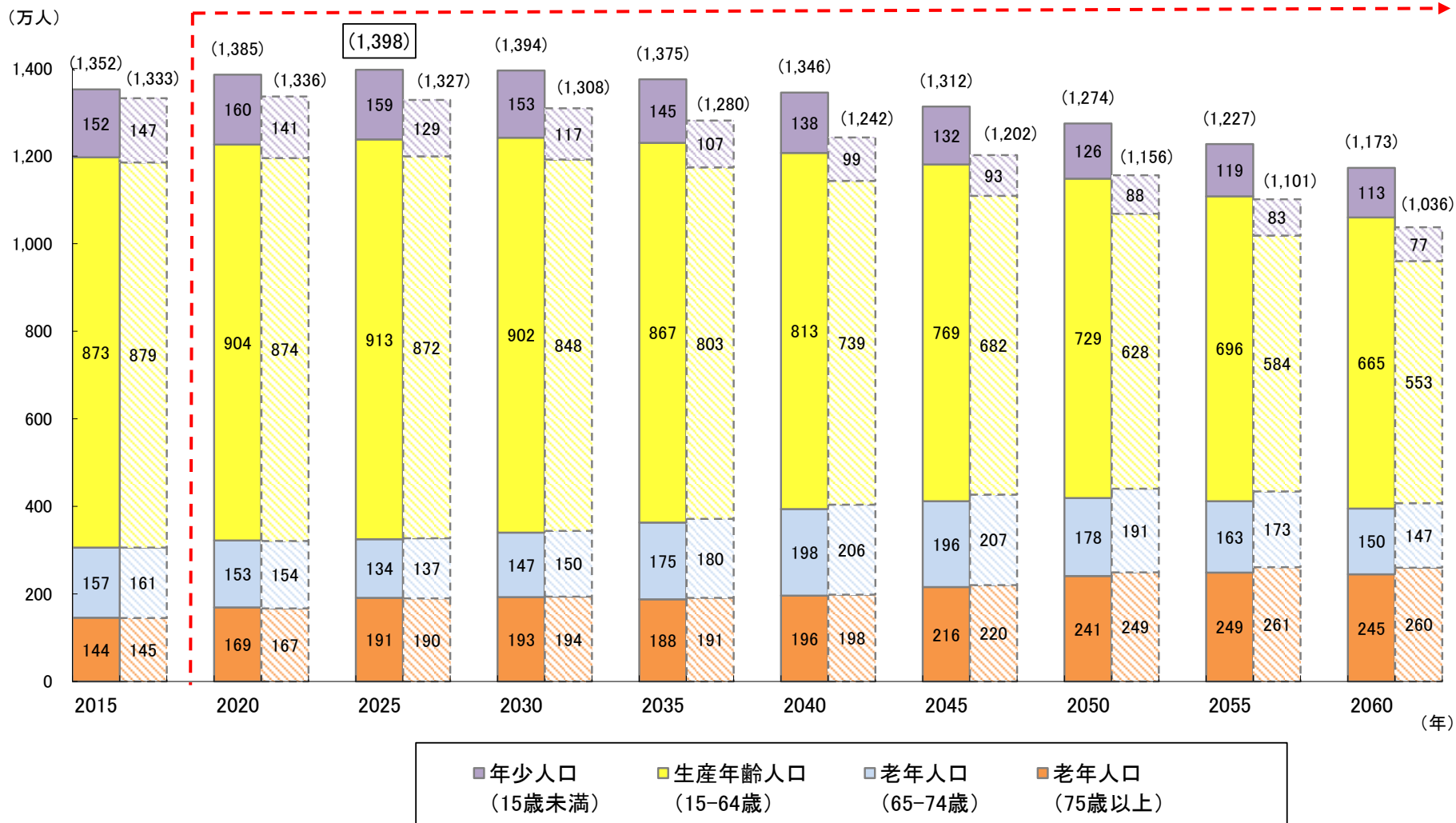
(備考) 2020 年以降の東京の人口は東京都政策企画局による推計



※全国の2020年以降は、
2010年国勢調査に基づいた推計

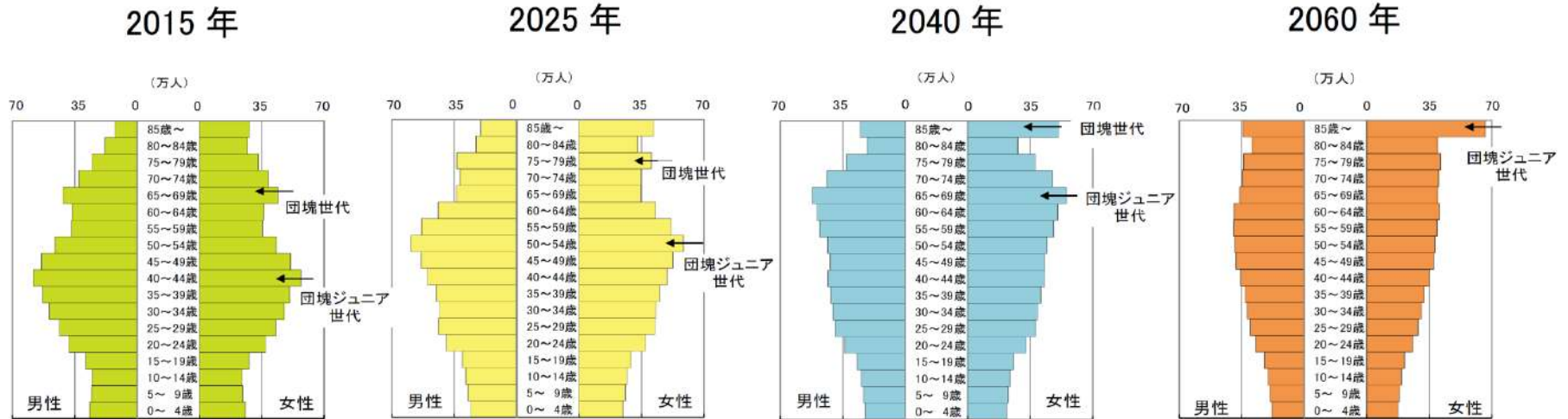
東京都の人口推計②

東京都の年齢階級別人口の推移



東京都の人口推計③

東京都の人口ピラミッドの推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2025年以降は東京都政策企画局による推計

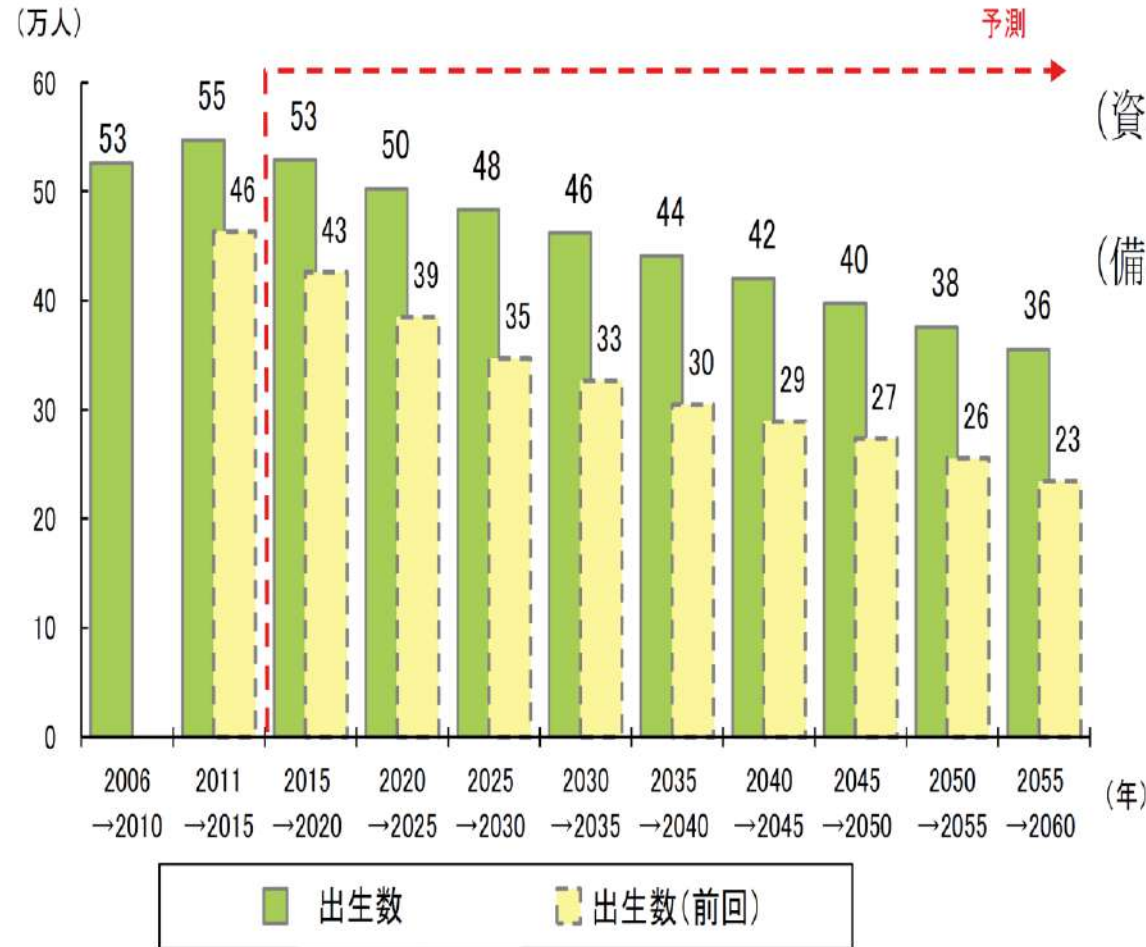
2. 各ピラミッドに示した団塊世代及び団塊ジュニア世代の年齢階級には、それ以外の世代も含まれる

東京都の高齢化率の推移

2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
22.7%	23.2%	23.3%	24.3%	26.4%	29.3%	31.3%	32.9%	33.5%	33.7%

東京都の人口推計④

東京都の出生数の推移

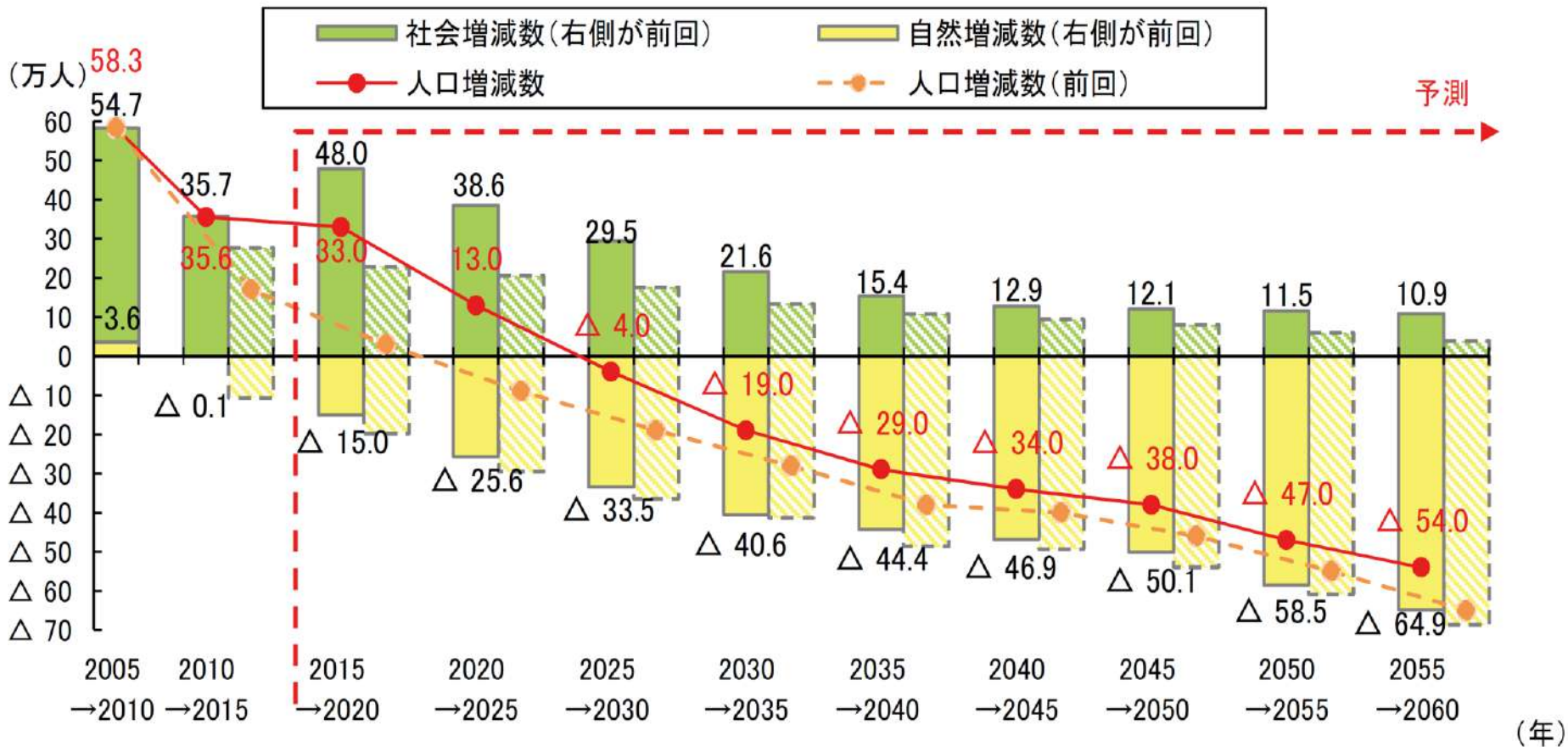


(資料)「人口動態統計」(厚生労働省)、「国勢調査」(総務省)等より作成

- (備考)
1. 「2011→2015」年までは「人口動態統計」(厚生労働省)による実績
 2. 「2015→2020」年以降は東京都政策企画局による推計
 3. 出生数は、推計した0～4歳の人口を各期間における出生数とみなしたもの
 4. 各予測期間の期首は10月1日、期末は9月30日

東京都の人口推計⑤

東京都の人口増減数の推移



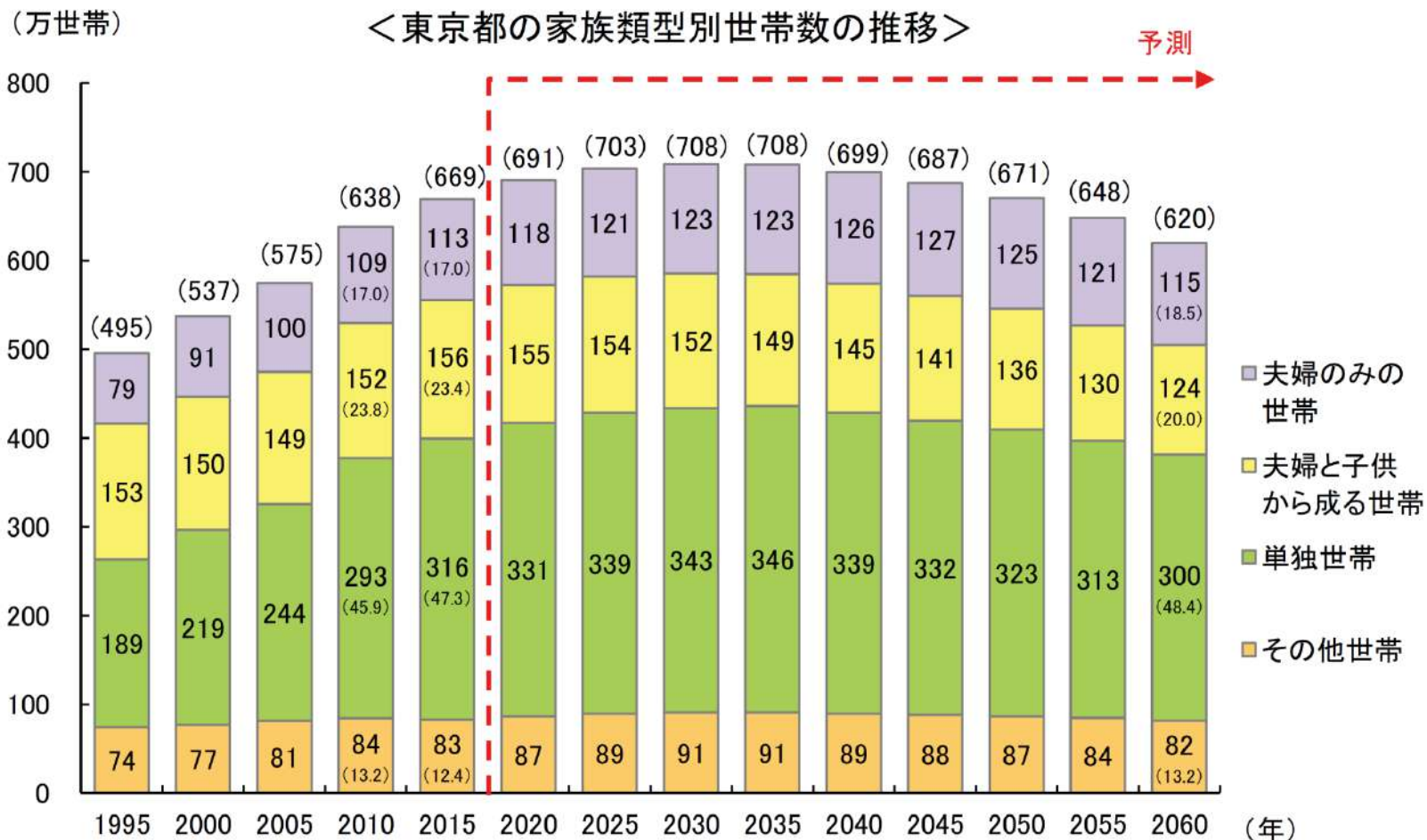
(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 「2015→2020」年以降は東京都政策企画局による推計

2. 各予測期間の期首は10月1日、期末は9月30日

東京都の世帯推計①

東京都の家族類型別世帯数の推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

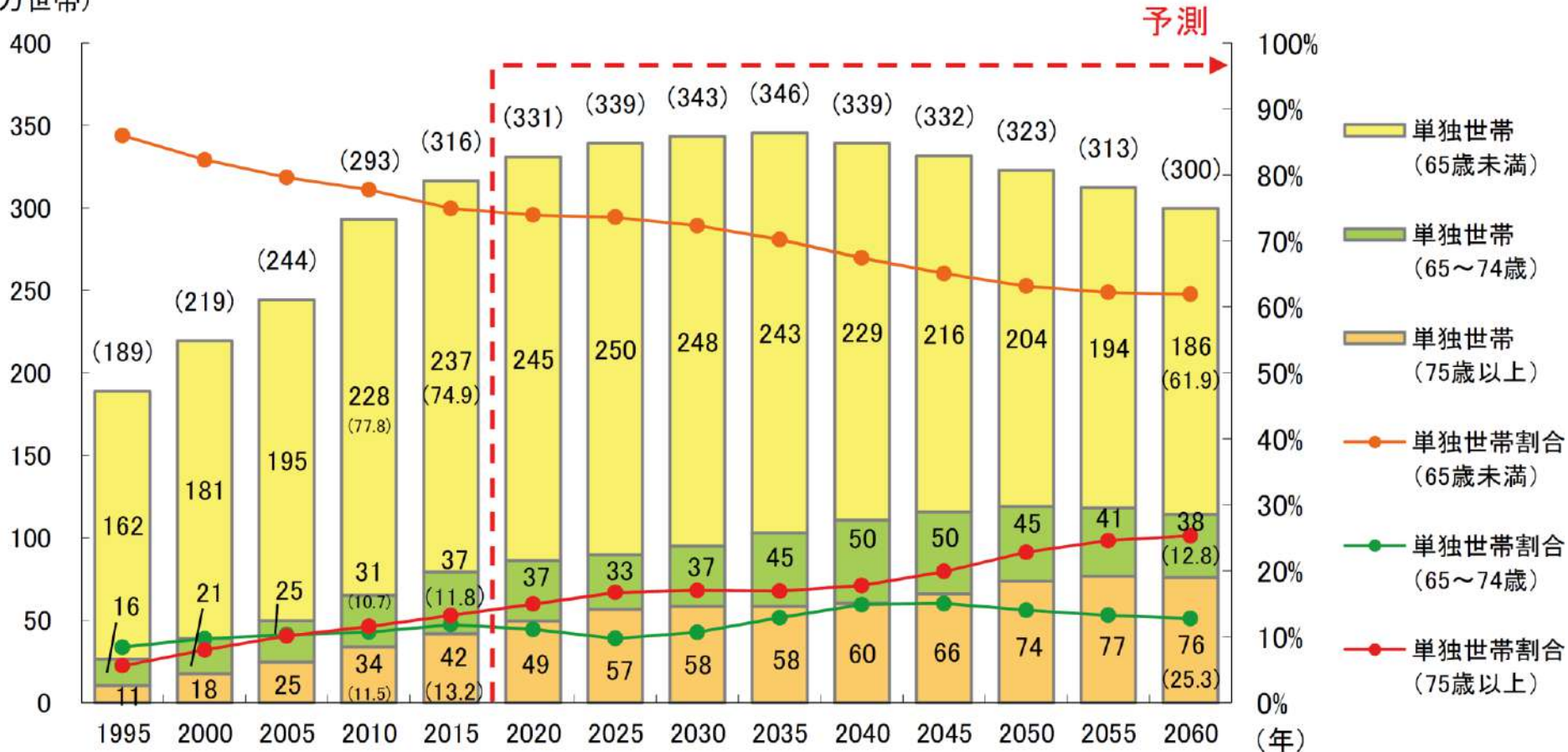
2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

東京都の世帯推計②

東京都の世帯主の年齢階級別の単独世帯の推移

(万世帯)



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

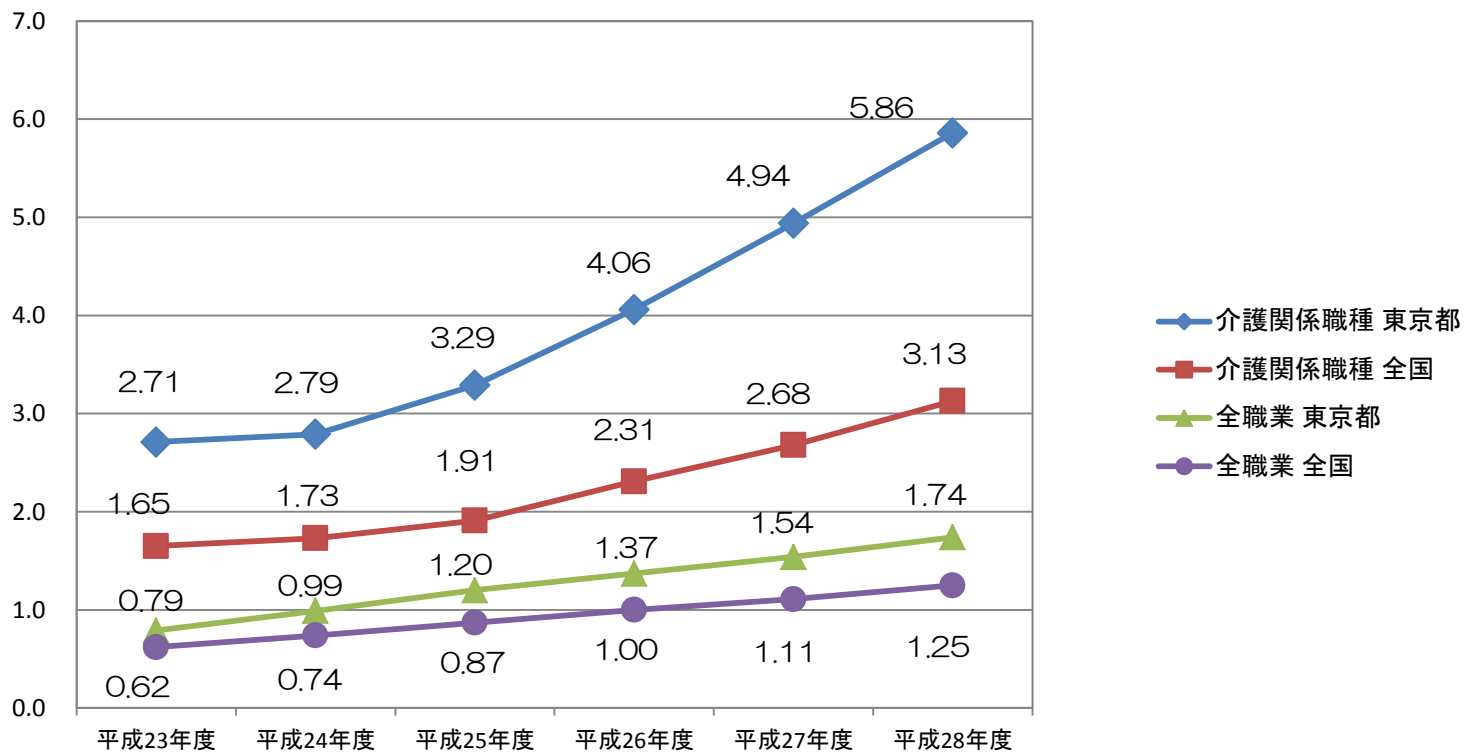
2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

福祉人材をめぐる現状①

有効求人倍率(介護関係職種)

有効求人倍率は、都内全職業1.74倍に対して、都内介護関係職種では5.86倍になっている。

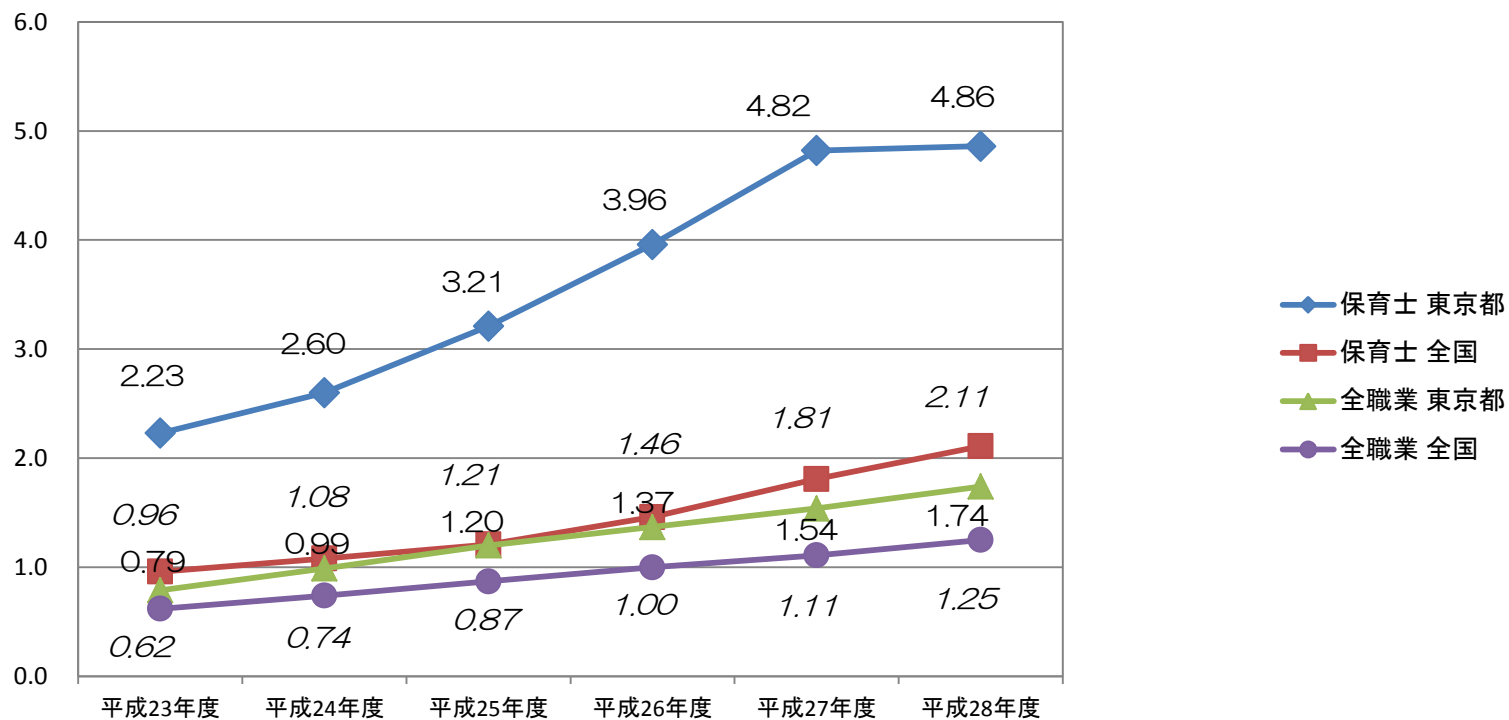


(出典) 厚生労働省 職業業務安定統計

福祉人材をめぐる現状②

有効求人倍率(保育士)

有効求人倍率は、都内全職業1.74倍に対して、都内保育士は4.86倍となっている。

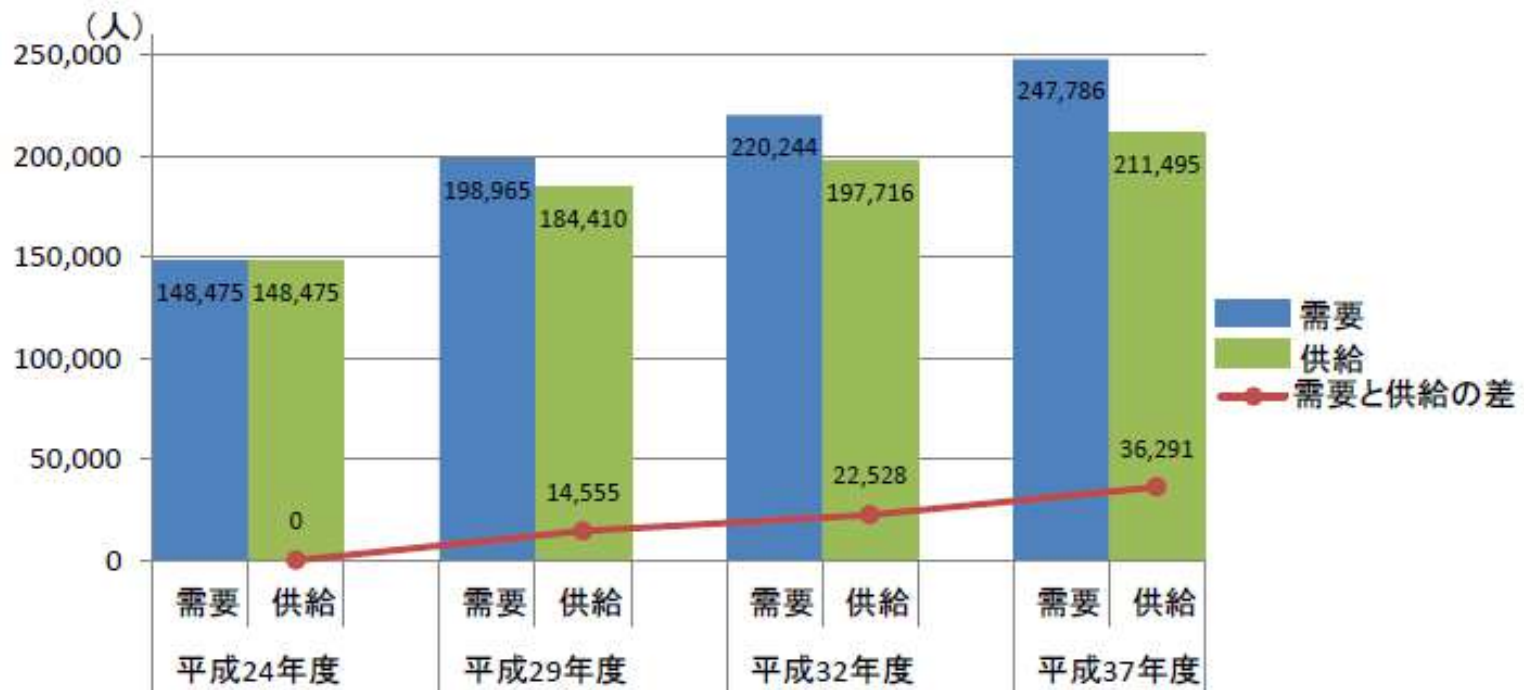


(出典) 厚生労働省 職業業務安定統計

福祉人材をめぐる現状③

介護人材の推計

需給推計は、需要推計と供給推計から成り立っており、それぞれ、2017年度、2020年度、2025年度の介護職員数を推計している。2020年度には約2万3千人、2025年度には約3万6千人の介護職員の不足が見込まれる。



福祉人材をめぐる現状④

保育士の必要見込み数

拡充する保育サービス全体を全て保育士有資格者によって提供するものと仮定し、かつ離職率も考慮して試算すると、必要となる保育士数の最大値は4年間で約28,000人であるが、その後、2020年に向けた実行プランにおいて、保育サービス利用児童数の更なる拡充に取り組んでいるため、更なる保育人材確保が必要となっている。

東京都子供・子育て支援総合計画(平成27年4月)

(各年4月1日現在の対前年比)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育サービス 利用児童数	12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	—
保育士数	28,000人				—

(出典)東京都子供・子育て支援総合計画(平成27年度～平成31年度)

2020年に向けた実行プラン(平成28年12月)

(各年4月1日現在の対前年比)

	平成28年度 (平成29年4月)	平成29年度 (平成30年4月)	平成30年度 (平成31年4月)	平成31年度 (平成32年4月)
保育サービス利用 児童数の拡充	17,000人増	18,000人増	18,000人増	17,000人増

保育人材の確保等

保育人材の確保・育成・定着を支援

(出典)2020年に向けた実行プラン(平成28年度～平成31年度)

福祉人材をめぐる現状⑤

採用率、離職率について

都内の介護サービス事業所の採用率は18.7%、離職率は15.7%となっている。

単位：%

	採用率	離職率	増加率
全国	20.3	16.5	3.8
東京都	18.7	15.7	2.9

採用率＝平成27年度(注1)の採用者数÷平成26年9月30日の在籍者数(注2)×100

離職率＝平成27年度の離職者数÷平成26年9月30日の在籍者数×100

福祉人材をめぐる現状⑥

介護職員の賃金（常勤労働者）

介護職員のうち、多くを占める女性の給与額は、産業計の女性の給与額と比較して月額約23,000円低い。

	男女計			男性				女性				
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	
産業別	産業計	42.0	11.9	324.0	67.6%	42.8	13.3	359.8	32.4%	40.4	9.1	249.4
	医療・福祉	40.2	8.0	294.4	26.9%	39.9	8.3	375.5	73.1%	40.3	7.8	264.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.7	7.1	238.4	27.3%	39.3	7.2	270.6	72.7%	41.2	7.1	226.3
	サービス業	44.0	8.8	273.6	70.2%	45.0	9.6	297.7	29.8%	41.6	6.9	216.8
職種別	医師	41.0	5.5	833.2	70.6%	42.4	5.8	896.8	29.4%	37.6	4.7	680.4
	看護師	38.0	7.4	328.4	8.4%	35.2	6.1	326.9	91.6%	38.3	7.5	328.6
	准看護師	46.7	10.2	278.7	10.1%	40.4	8.3	283.3	89.9%	47.4	10.4	278.2
	理学療法士・作業療法士	30.7	4.8	277.3	49.3%	31.5	4.8	286.8	50.7%	30.0	4.9	268.1
	保育士	34.7	7.6	213.2	4.1%	30.2	4.8	225.4	95.9%	34.9	7.7	212.6
	ケアマネジャー	47.5	8.3	258.9	21.8%	43.0	8.1	281.1	78.2%	48.7	8.4	252.7
	ホームヘルパー	44.7	5.6	218.2	23.3%	40.0	3.7	235.0	76.7%	46.2	6.2	213.0
福祉施設介護員	38.7	5.5	218.9	33.5%	35.1	5.4	235.4	66.5%	40.5	5.5	210.6	

注) 常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者（短時間労働者以外の労働者）をいう。
短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。
注) サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体・宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。
注) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。
注) きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。
基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。
【出典】厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

（出典）第3回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

福祉人材をめぐる現状⑦

保育士の平均賃金等について

保育士の給与額は、幼稚園教諭の給与額と比べ、月額約15,000円低い。

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.1歳	12.1年	329.6千円	67.2%	42.9歳	13.5年	365.7千円	32.8%	40.6歳	9.3年	255.6千円
保育士	100.0%	34.8歳	7.6年	216.1千円	6.6%	31.4歳	6.3年	239.4千円	93.4%	35.1歳	7.7年	214.4千円
幼稚園教諭	100.0%	32.4歳	7.8年	231.4千円	3.7%	40.9歳	11.5年	326.7千円	96.3%	32.1歳	7.7年	227.7千円
看護師	100.0%	38.9歳	7.7年	329.0千円	10.0%	36.3歳	6.8年	329.7千円	90.0%	39.2歳	7.8年	329.0千円
福祉施設介護員	100.0%	39.5歳	5.7年	219.7千円	33.6%	36.2歳	5.4年	233.4千円	66.4%	41.2歳	5.9年	212.8千円
ホームヘルパー	100.0%	44.7歳	5.6年	220.7千円	24.8%	39.0歳	4.1年	229.8千円	75.2%	46.6歳	6.1年	217.7千円

(※) きまって支給する現金給与額…労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。
現金給与額には、基本給、職務手当、精進手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

(資料出所) 平成26年賃金構造基本統計調査

(参考) 短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計			男			女		
	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金
全職種	45.0歳	5.6年	1,041円	43.4歳	5.1年	1,120円	45.6歳	5.8年	1,012円
保育士	45.6歳	5.4年	980円	38.2歳	12.4年	1,353円	45.6歳	5.3年	977円
幼稚園教諭	44.3歳	5.7年	1,046円	62.0歳	3.7年	1,619円	44.1歳	5.7年	1,039円
看護師	46.5歳	5.6年	1,621円	44.5歳	5.9年	1,757円	46.5歳	5.6年	1,619円
福祉施設介護員	49.2歳	4.4年	1,043円	51.1歳	3.7年	1,166円	48.9歳	4.5年	1,023円
ホームヘルパー	54.1歳	6.4年	1,339円	51.3歳	4.3年	1,385円	54.2歳	6.5年	1,336円

地域福祉に関する定量データ(都内)①

事項	項目	件数等	時点
区市町村社会福祉協議会の活動状況	地域福祉活動計画の策定(更新中含)	55自治体	平成27年4月1日
	地区社協等の設置	17自治体	平成27年4月1日
	地域福祉コーディネーター配置及び担当制	35自治体	平成27年4月1日
民生・児童委員の活動状況	民生・児童委員数	9,940人	平成28年12月1日
	相談・支援件数	187,822件	平成27年度
	訪問回数	1,517,396回	平成27年度
権利擁護関係制度の活用状況	日常生活自立支援事業の利用者	3,515人	平成29年3月31日
	成年後見制度推進機関の設置自治体数	48自治体	平成29年4月1日
	成年後見制度申立実績(都内)	5,192件	平成28年度
	社会貢献型(市民)後見人選任数 ／養成者登録数	259人／917人	平成29年3月31日

地域福祉に関する定量データ(都内)②

事項	項目	件数等	時点
生活保護法に基づく 扶助の状況	保護率	21.5%	平成29年3月
	世帯数	232,787世帯	平成29年3月
	人員数	293,394人	平成29年3月
生活困窮者自立支援法 に基づく事業の実施状況	法に基づく任意事業の実施率 ①就労準備支援事業 ②家計相談支援事業 ③一時生活支援事業 ④子供の学習支援事業	① 54% ② 48% ③ 48% ④ 80%	平成28年度 (自治体数:50)
	プラン作成件数(人口10万人当たり/月) (都全体)	4.4件	平成28年度
	就労・増収率(都全体)	61.3%	平成28年度

地域福祉に関する定量データ(都内)③

事項	項目	件数等	時点
身体障害者相談員 ・知的障害者相談員の 活動状況	身体障害者相談員数	372名	平成28年4月
	知的障害者相談員数	265名	平成28年4月
障害者虐待の対応状況	養護者による障害者虐待 相談・通報・届出件数	291件	平成27年度
	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 相談・通報・届出件数	221件	平成27年度
	使用者による障害者虐待 相談・通報・届出件数	50件	平成27年度

地域福祉に関する定量データ(都内)④

事 項	項 目	件数等	時 点
介護予防・日常生活支援 総合事業の実施状況	実施保険者数	62区市町村	平成29年4月1日
生活支援体制整備事業の 実施状況	実施保険者数	48区市町村	平成29年4月1日
都と事業者との連携による 高齢者等を支える 地域づくり協定	協定締結事業者(団体)数	47事業者・団体	平成29年1月24日
老人クラブの活動状況	単位老人クラブ数	3,666クラブ	平成29年3月31日
	区市町村老人クラブ会員数	284,141人	平成29年3月31日
高齢者虐待の対応状況	養介護施設従業者による高齢者虐待 相談・通報件数	109件	平成27年度
	養護者による高齢者虐待 相談・通報件数	3,056件	平成27年度

地域福祉に関する定量データ(都内)⑤

事項	項目	件数等	時点
町会・自治会の活動状況	地縁団体数(※)	9,064団体	平成28年4月1日
NPOの活動状況	認証等数	9,475法人	平成29年5月31日
	うち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うもの	4,795法人	平成29年5月31日

※ 地縁団体・・・町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など)